

議会議案第10号

予防接種法に基づく健康被害者の速やかな救済を求める意見書の提出について

予防接種法に基づく健康被害者の速やかな救済を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成25年12月19日提出

提出者 鎌倉市議会観光厚生常任委員長  
三宅真里

## 予防接種法に基づく健康被害者の速やかな救済を求める意見書

予防接種法に基づく予防接種を受けた者が、副反応により健康被害が生じた場合、市町村による給付を受けることができるといった予防接種健康被害救済制度がある。この制度は、その健康被害が接種を受けたことによるものであると国が認定した場合に適用される。

今年4月に改定された予防接種法では、副反応報告制度を法律上に位置づけ、医療機関から厚生労働大臣への報告を義務化している。しかし、本市が申請した審査の実例を見ると、被害者が被害申請を出してから、審査結果に至るまで約1年6カ月もの期間がかかっており、この中でも、国における認定審査会による審査は、数年という長い期間を有する可能性があることから、救済決定に至る期間の短縮化が求められているところである。

よって、市民の健康と安全を守るため、国・県においては、早期に下記の対策を講ずるよう要望する。

### 記

- 1 副反応被害者の立場を考慮し、速やかな救済制度体制の構築並びに相談事業の拡充を図ること。
- 2 予防接種と副反応の因果関係に関して、速やかな調査体制を構築するとともに、情報公開を行うこと。
- 3 任意接種による健康被害者も、定期接種に準ずる手続等申請の簡易化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

鎌 倉 市 議 会